

那須塩原市食育・地産地消推進計画



令和元（2019）年 12 月

那須塩原市

目次

第1章 計画の策定に当たって	1～3頁
1 「食育」「地産地消」とは	1頁
2 計画の趣旨	1頁
3 計画の位置付け	2頁
4 計画の期間	3頁
第2章 食育・地産地消を取り巻く状況と課題	4～15頁
1 食生活の状況	4～7頁
2 健康の状況	8～9頁
3 農業、農産物、食を巡る状況	10～14頁
4 食育・地産地消の課題	15頁
第3章 計画の基本方針	16～17頁
1 食育・地産地消の基本理念	16頁
2 食育・地産地消の基本目標	16頁
3 施策の方向性と計画の体系	17頁
第4章 施策の展開	18～39頁
基本目標1 自然や食に感謝する心を醸成します	
1 家庭、保育園、学校等における食を通じた子どもの健全育成	18～19頁
2 食に関する体験活動の促進	20～21頁
3 優れた食文化の継承	22～23頁
4 自然環境への負荷の低減	24～25頁
基本目標2 食を通じた健康づくりを推進します	
1 栄養バランスのとれた食生活の推進	26～27頁
2 生活習慣病の発症予防の推進	28～29頁
基本目標3 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します	
1 市産農産物の生産振興と消費の拡大	30～31頁
2 市産農産物のブランド力の向上	32～33頁
3 牛乳等の生産振興と普及拡大	34～35頁
基本目標4 安全・安心な食の確保と食に関する環境づくりを 推進します	
1 安全・安心な農産物の提供と食品の安全性に関する理解の促進	36～37頁
2 市民等と一体となった食育・地産地消推進活動の展開	38～39頁
第5章 計画の推進に当たって	40～41頁
1 計画の推進体制	40頁
2 計画推進における役割	40～41頁
3 計画の進行管理	41頁
資料	42～43頁

第1章 計画の策定に当たって

1 「食育」「地産地消」とは

「食育」とは、平成17年に制定された食育基本法の中で、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるものとしてしています。

また、「地産地消」とは、平成22年に制定された地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化・地産地消法」という。）の中で、「地域の農林水産物の利用」として、地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費することとしています。

2 計画の趣旨

食は命の源であり、私たちが健康で心豊かに暮らしていくためには欠かせないものです。

しかし、近年、経済のグローバル化、少子高齢化の進展、世帯構造の変化やライフスタイルの多様化など私たちを取り巻く社会環境が大きく変化する中、食に関する価値観も多様化し、日本古来の健全な食生活や豊かな食文化が、徐々に失われていくことが危惧されています。

このような中、国は、食育基本法及び六次産業化・地産地消法の規定に基づき、食育推進基本計画や地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針を策定し、食に関する諸課題の解決を図るための取組を進めています。

また、栃木県においても「とちぎの食育元気プラン」や「とちぎ地産地消推進方針」を策定し、食育・地産地消に関する各種施策を推進しています。

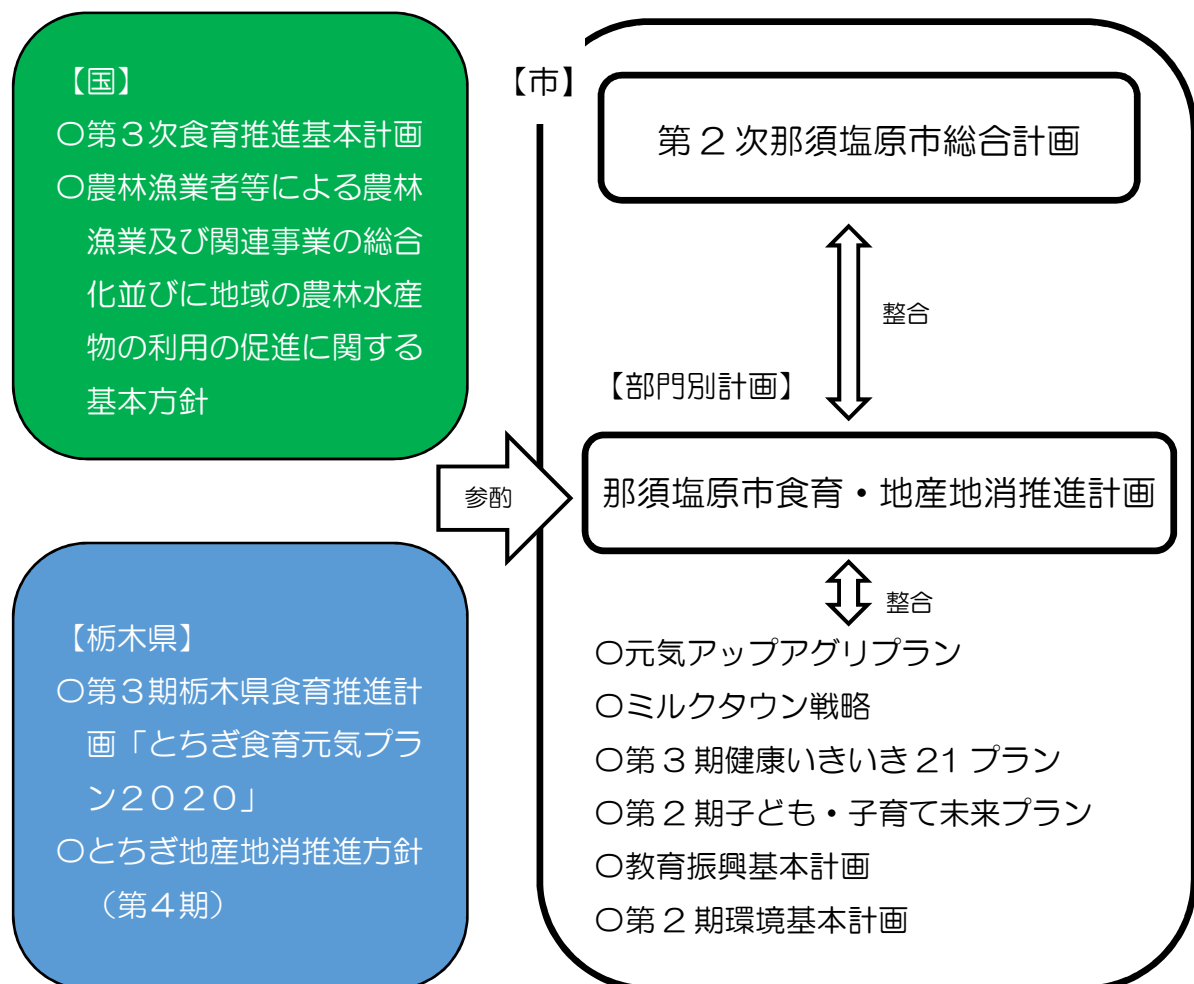
これまで本市においては、全国有数の農業生産地である強みを生かし、食育・地産地消の推進に努めてきましたが、食に関する諸課題に対応するため、今後も引き続き、市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等と行政機関がそれぞれの役割を生かしつつ、一体となって食育・地産地消に取り組んでいく必要があります。

このため、本市の食を巡る状況や課題、社会情勢等を踏まえ、本市の食育・地産地消の総合的かつ計画的な推進を図るため、「那須塩原市食育・地産地消推進計画」を策定します。

3 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画と、六次産業化・地産地消法第41条第1項に基づく市町村促進計画として位置付けるものとし、策定に当たっては、国及び栃木県の上位計画を参酌するとともに、第2次那須塩原市総合計画をはじめとする本市の関連計画と整合を図るものとします。

また、本計画は、本市の食育・地産地消推進に当たっての基本的な考え方を示し、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進していくために必要な事項を定め、行政はもとより、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等、広く市民がそれぞれの立場から連携、協力して食育・地産地消に取り組んでいくための指針とします。



4 計画の期間

令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5か年の計画とします。

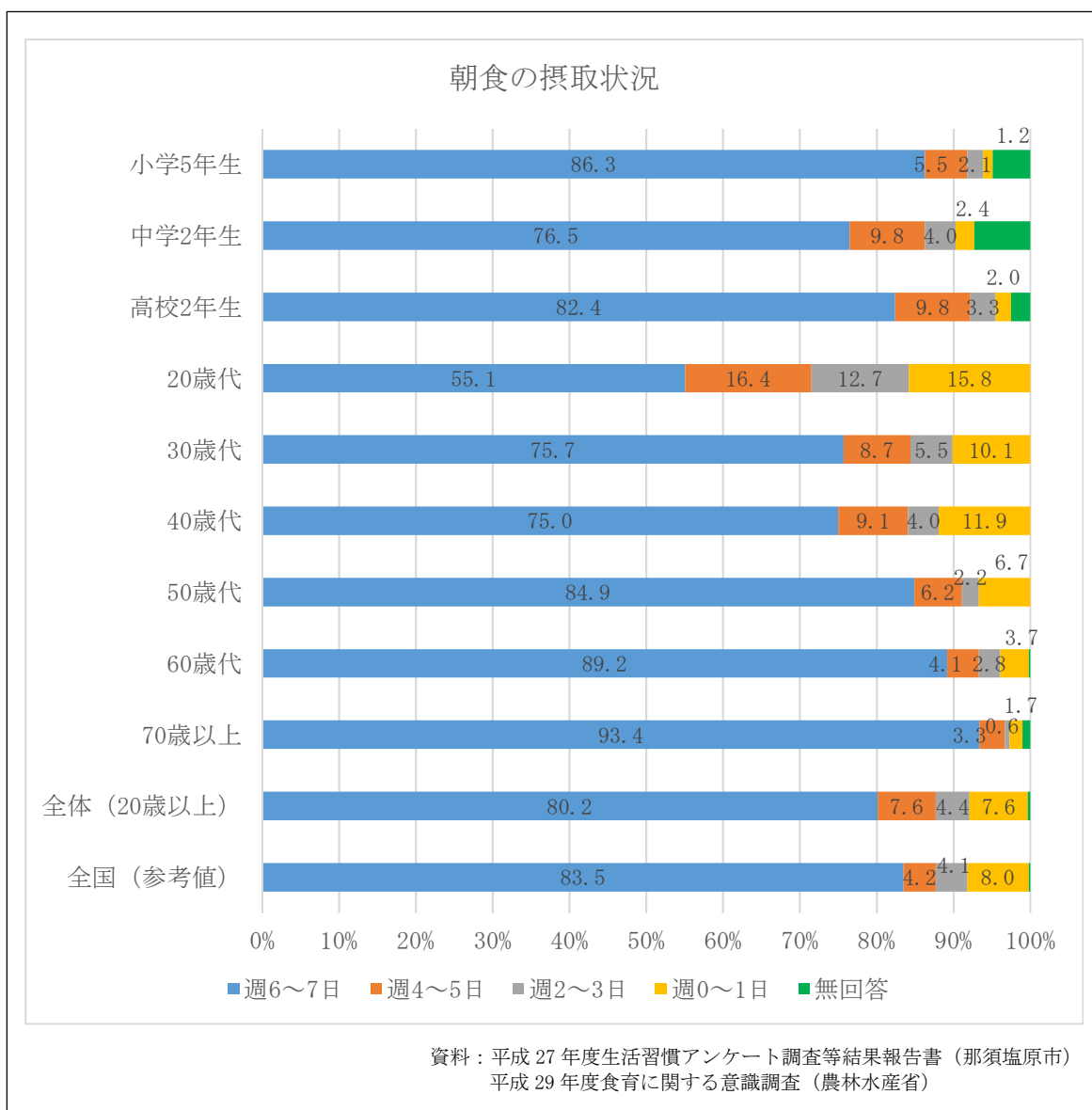
ただし、社会情勢の変化等によって見直しが必要な場合には、必要な見直しを行うこととします。

第2章 食育・地産地消を取り巻く状況と課題

1 食生活の状況

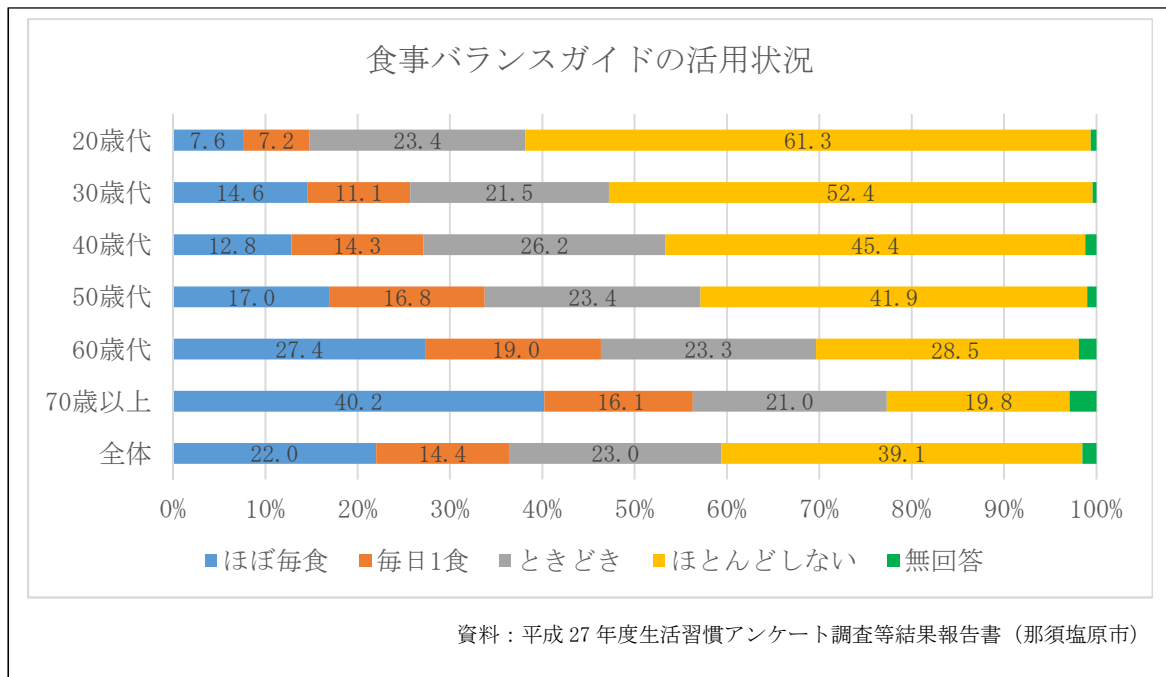
(1) 朝食の摂取状況

各年代とも「週6～7日」の割合が最も多くなっていますが、年代によってその割合にばらつきが見られます。また、20歳代から40歳代まででは、「週0～1日」の割合が、10%を超えています。



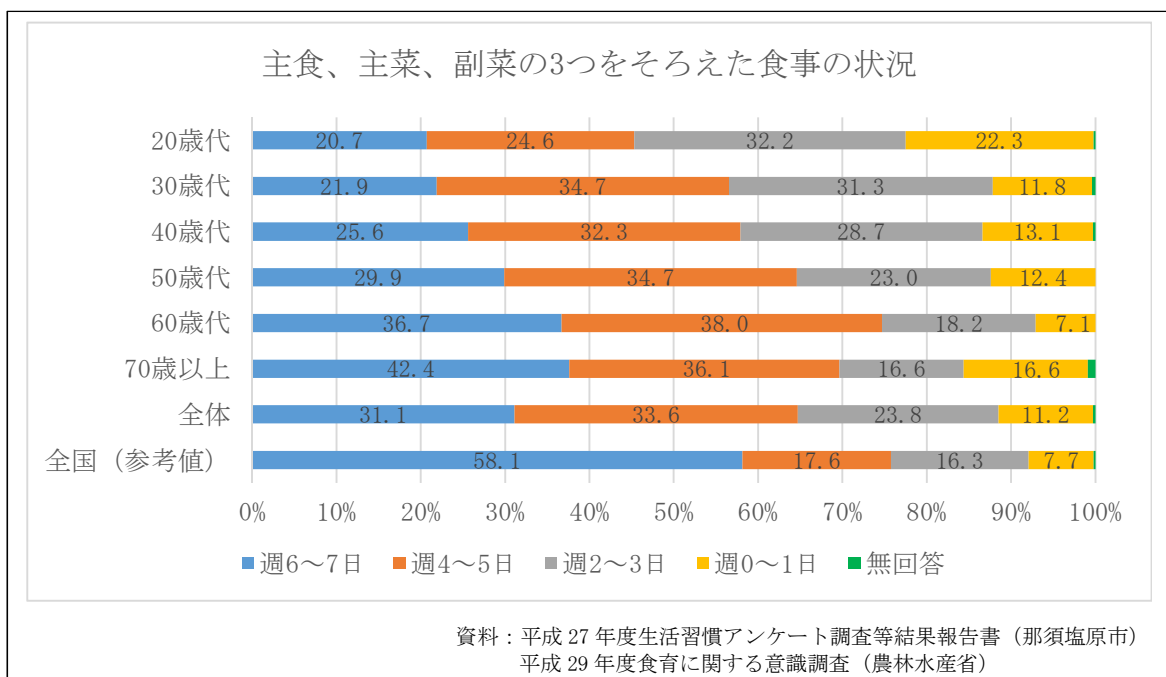
(2) 食事バランスガイドの活用状況

年代が上がるにつれて、食事バランスガイドを活用する割合が多くなっていますが、ほぼ全ての年代で「ほとんどしない」の割合が最も多い状況にあります。



(3) 主食、主菜、副菜の3つをそろえた食事の状況

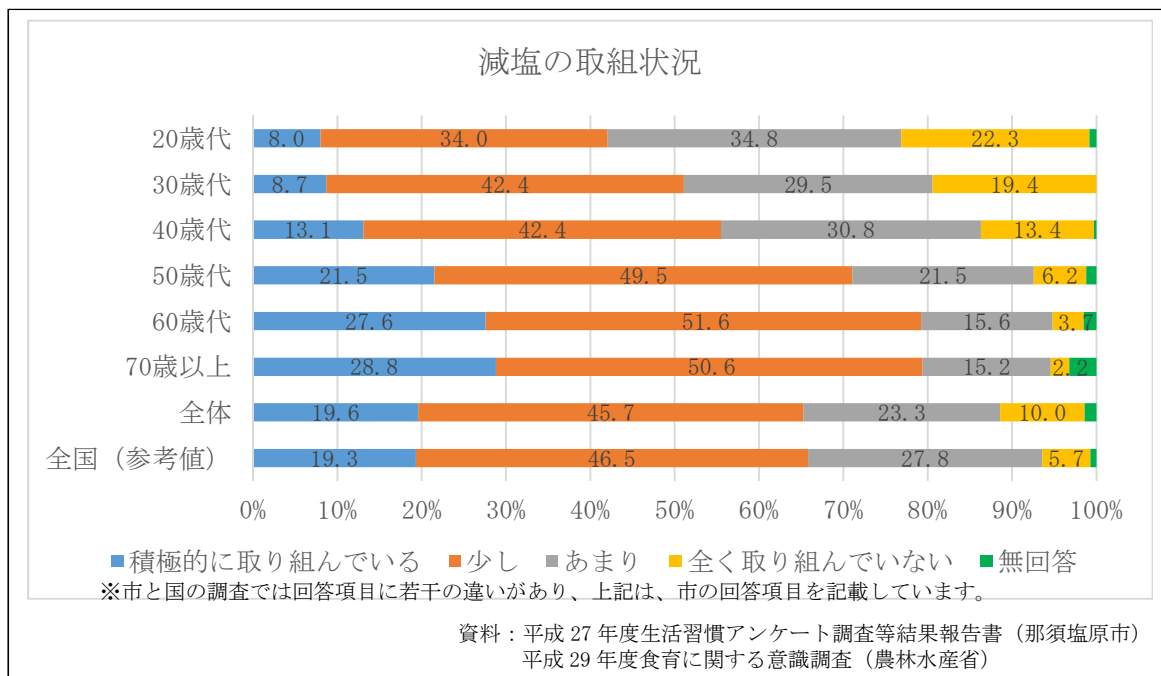
年代が上がるにつれて、「週6~7日」、「週4~5日」の割合が多くなっていますが、全国と比較すると「週6~7日」の割合は、少ない状況にあります。



第2章

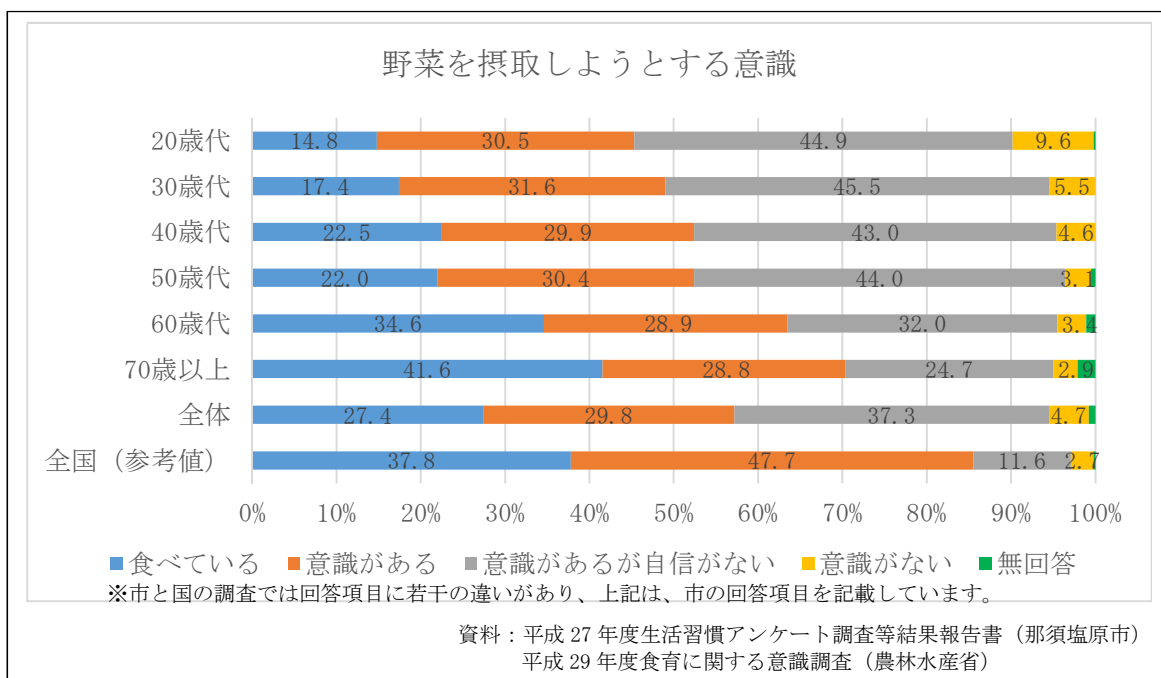
(4) 減塩の取組状況

20歳代から40歳代まででは、「あまり」と「全く取り組んでいない」の合計が4割を超えています。一方で、50歳代から70歳以上では、「積極的に取り組んでいる」と「少し」の合計が7割を超えています。



(5) 野菜を摂取しようとする意識

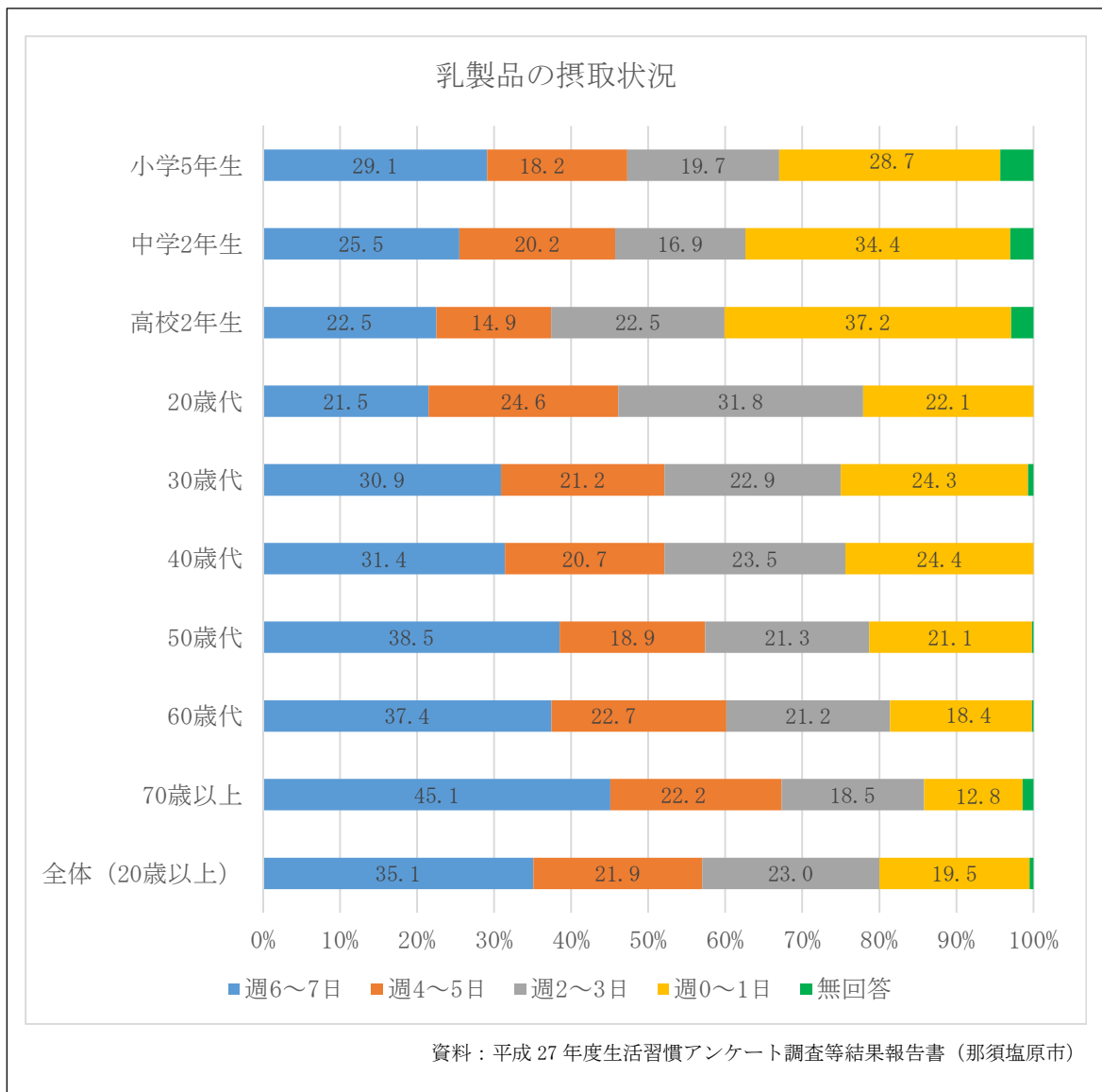
年代が上がるにつれて、「食べている」、「意識がある」の割合が多くなっていますが、全国と比較するとその割合は少ない状況にあります。



(6) 乳製品の摂取状況

年代が上がるにつれて「週6～7日」の割合が多くなる一方、若い世代の摂取状況が低い傾向にあります。

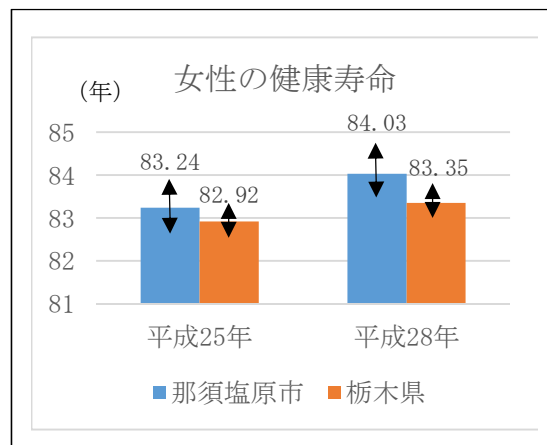
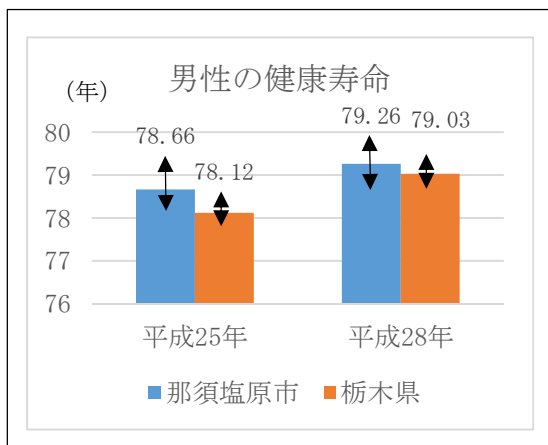
※小学生及び中学生は、牛乳の摂取状況（学校給食での牛乳を除く。）を回答



2 健康の状況

(1) 健康寿命の状況

本市の平成28年の健康寿命は、男性が79.26年、女性が84.03年で、男女とも県の健康寿命を上回っています。

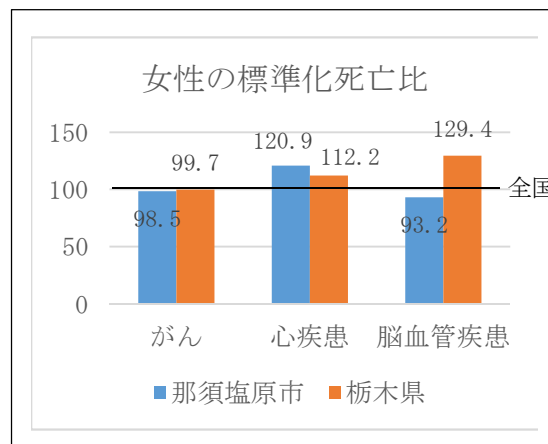
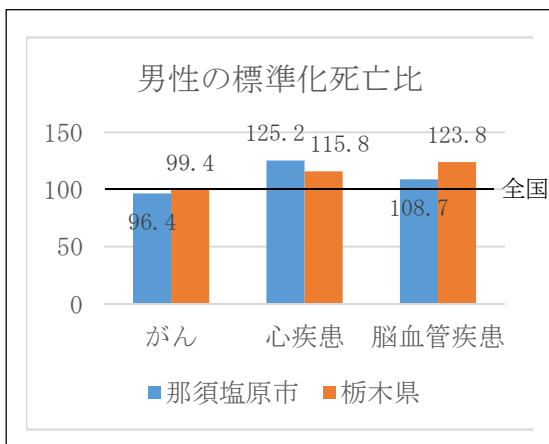


資料：健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班が定めた「健康寿命の算定方法の指針」及び「健康寿命の算定プログラム」を用いて、県の保健福祉部が算定した値。人口規模が小さい市町がほとんどであるため死亡者数等について平成27年から平成29年までの3か年分を補足。また、「不健康な期間」を算定するに当たっては介護保険事業における要介護2以上の認定者を基礎数値として用い算定。真の値は95%信頼度で信頼区間に含まれているものとみなされる。

※95%信頼区間 (◀▶) 那須塩原市 男性 78.65～79.88年 女性 83.52～84.54年 (平成28年)
 栃木県 男性 78.90～79.16年 女性 83.24～83.47年 (平成28年)

(2) 3大死因の標準化死亡比の状況

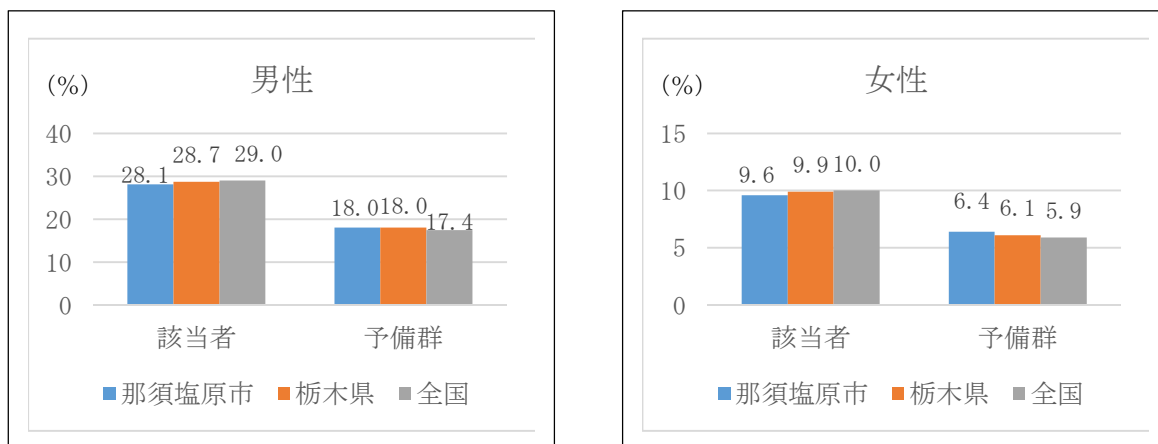
標準化死亡比とは、全国を基準(100)とし、その地域での年齢構成を全国と同一となるようにした上で、死亡率を比較するものです。本市の疾病別の3大死因であるがん(悪性新生物)、心疾患、脳血管疾患の標準化死亡比を比較すると、がんは男女とも国、県よりも低く、心疾患は男女とも国、県よりも高く、脳血管疾患は、男性は国よりも高く、女性は国よりも低くなっています。



資料：人口動態保健所・市区町村別統計(平成20～24年) (厚生労働省)

(3) メタボリックシンドロームの状況

メタボリックシンドロームの状況を国と比較すると、男女とも該当者の割合は少ないものの、予備群は多くなっています。

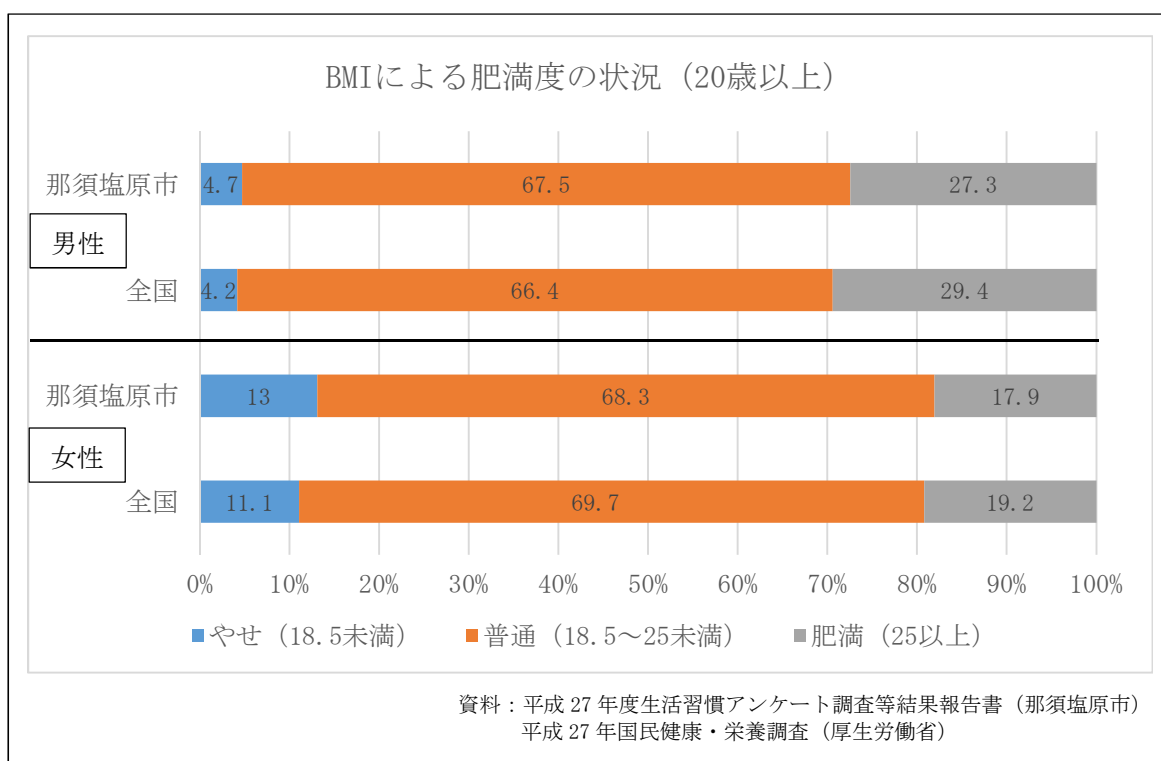


資料：市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書（国民健康保険中央会）（平成 29 年度）

(4) BMI による肥満度の状況（20 歳以上）

BMI とは、「体重 (kg) ÷ (身長 (m) × 身長 (m))」で計算される肥満度を見る一つの指標です。

国と比較すると、男女ともに僅かですが「やせ」の割合が多く、「肥満」の割合が少なくなっています。



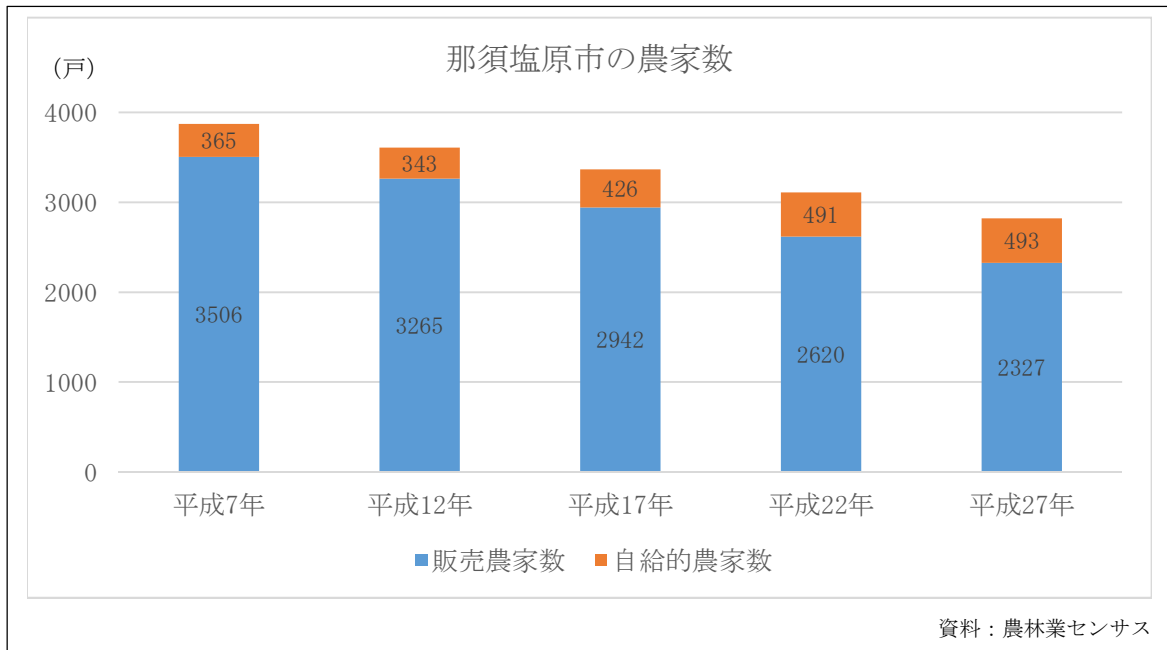
資料：平成 27 年度生活習慣アンケート調査等結果報告書（那須塩原市）
平成 27 年国民健康・栄養調査（厚生労働省）

第2章

3 農業、農産物、食を巡る状況

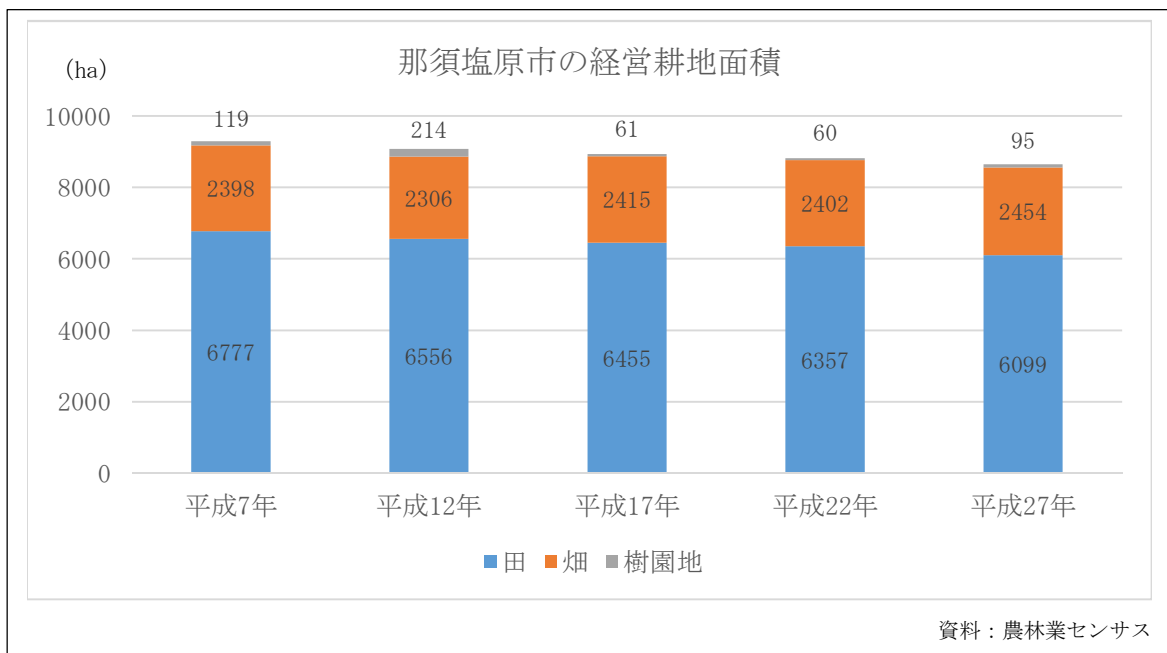
(1) 農家数

販売農家は、平成7年から平成27年までにかけて、1,179戸（33%）減少している一方で、自給的農家は増加しています。



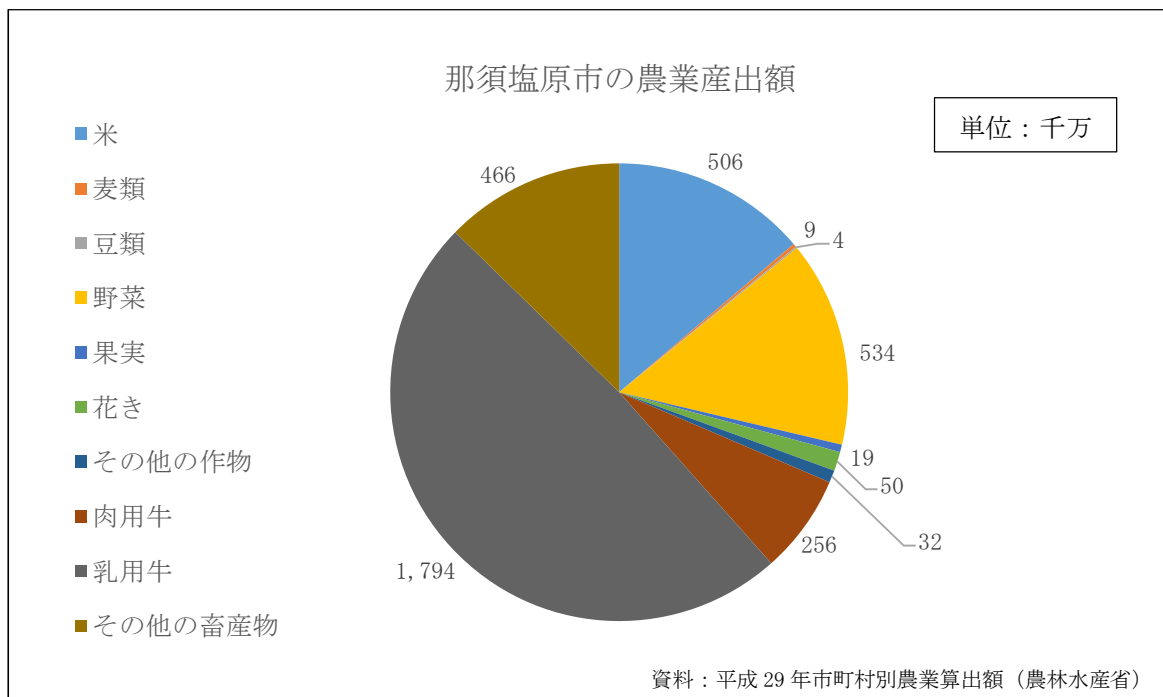
(2) 経営耕地面積

全体の経営耕地面積は、平成7年から平成27年までにかけて、646ha（7%）減少しています。特に、田の面積が減少しています。



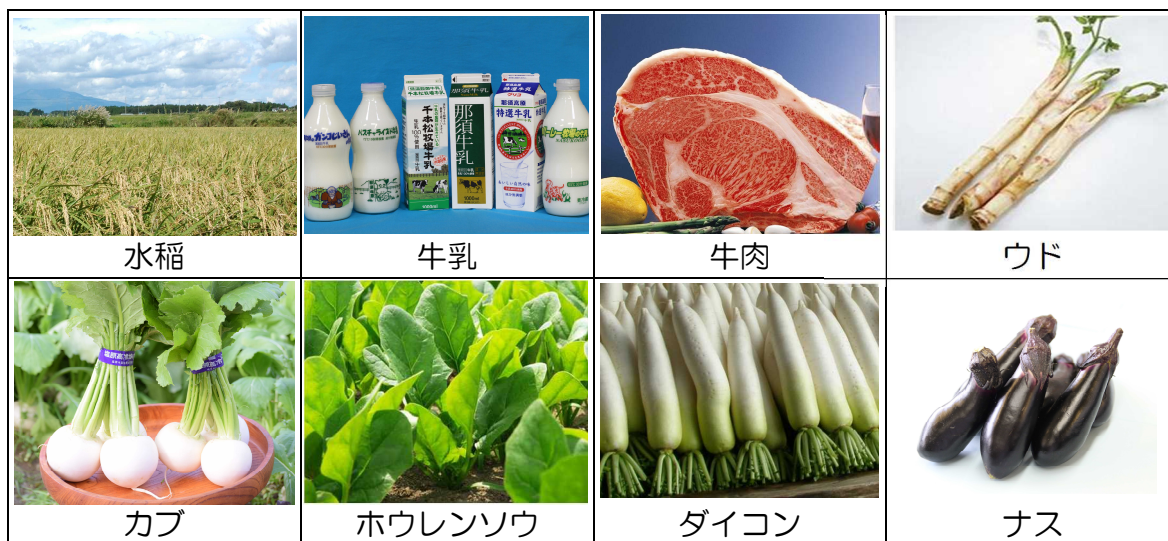
(3) 農業産出額

本市の農業産出額は、367億円で、県内第1位、全国第21位を誇っています。特に、乳用牛の産出額（生乳や子牛等の販売額）は、179.4億円で市全体の48.9%を占めており、生乳産出額は全国で第4位となっています。



(4) 特産品

農業が盛んな那須地区管内の中で本市は、水稻や牛乳など次に掲げる農畜産物の生産量が多い地域となっています。



第2章

(5) 農産物直売所

市内に16か所の農産物直売所が設置され、農業者の販路の一つとしての役割を果たしています。

No.	地区	直売所名	住所
1	黒磯	那須の駅直売所	鍋掛 1475-357
2		烏野目産直所	烏野目 391-1
3		那珂川産直所	黒磯 362
4		那須塩原西口産直所	前弥六 51
5		青木ふるさと物産センター	青木 27
6		戸田深山産直所	戸田 4-3
7		高林産直会	木綿畑 452-1
8		那須ロコスタイルマート	塩野崎 184-7 那須ガーデンアウトレット内
9		新菜農産物直売所	鍋掛 1091
10		みどりの森直売所	東原 4-12
11	西那須野	そすいの郷直売センター	三区町 656-2
12		東遅沢ふれあい即売所	東遅沢 65
13		乃木の郷農産物直売所	下永田 1-988-1
14	塩原	アグリパル塩原農産物直売所	関谷 442
15		たかはら森林組合森林の駅直売所	関谷 1425-60
16		塩原もの語り館農産物直売所	塩原 747 塩原もの語り館

資料：那須地方の農業（平成31年4月）

(6) 農村レストラン

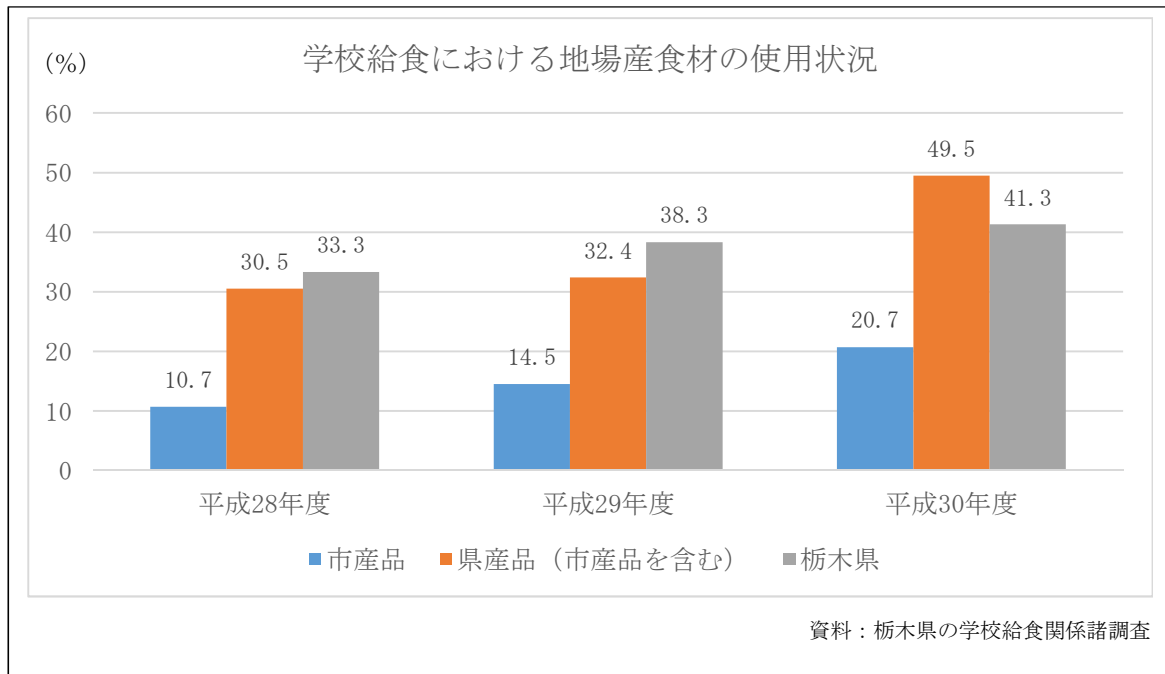
農業者と連携・協力しながら新鮮な農産物を生かした料理を提供する農村レストランが、市内に5か所あります。

No.	農村レストラン名	住所	自慢の品名
1	農村レストラン「高林坊」	木綿畑 451-1	高林そば、うどん
2	青木の森カフェ	青木 27	ジェラート、ピザ
3	農村レストラン「そすい庵」	三区町 656-2	そば、野菜の天ぷら
4	農村レストラン「関の里」	関谷 442	そば、うどん
5	ぐらんまのかっぽう着	箭坪 689-4	すいとん

資料：那須地方の農業（平成31年4月）

(7) 学校給食における地場産食材の使用状況

学校給食における地場産食材の使用状況を見ると、近年、その使用割合は増加しています。



(8) とちぎの地産地消推進店

一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会が、年間を通じて県産農産物を利用した料理を提供する店や県産農産物販売コーナーを常設している店など地産地消に取り組んでいる店舗を「とちぎの地産地消推進店」として認定しており、市内には、とちぎの地産地消推進店が13店舗あります。

(9) 市産農産物取扱店

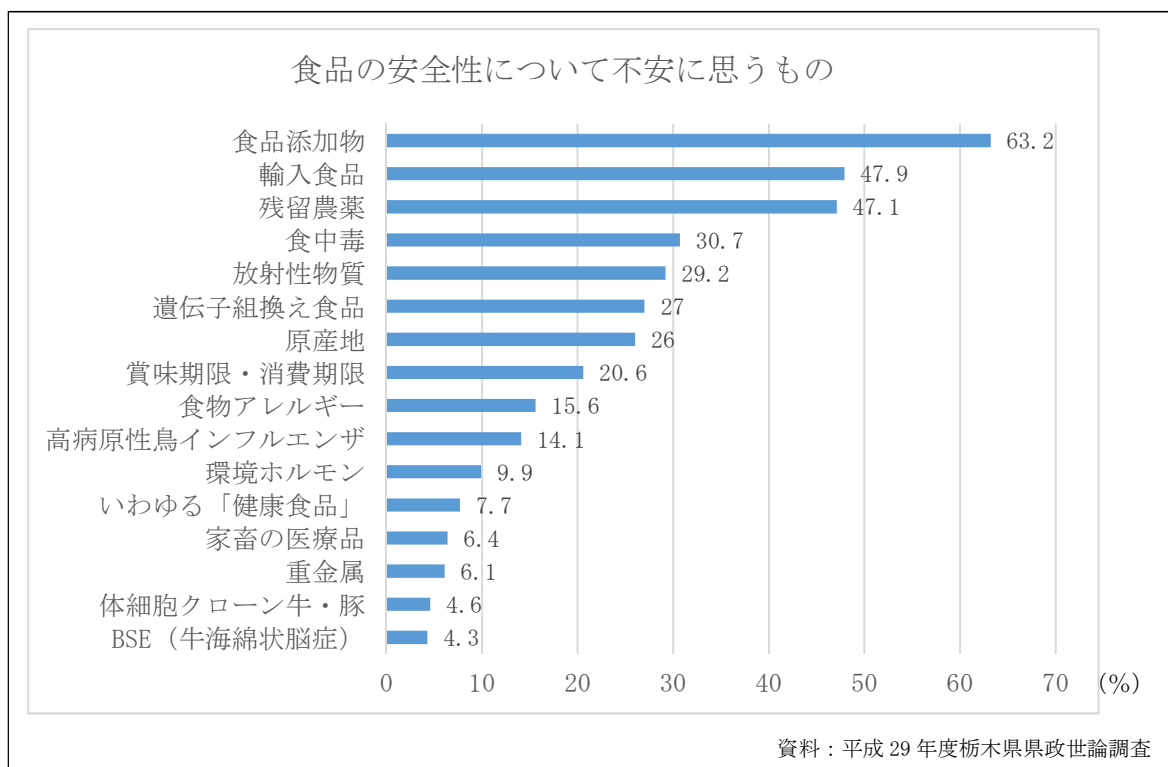
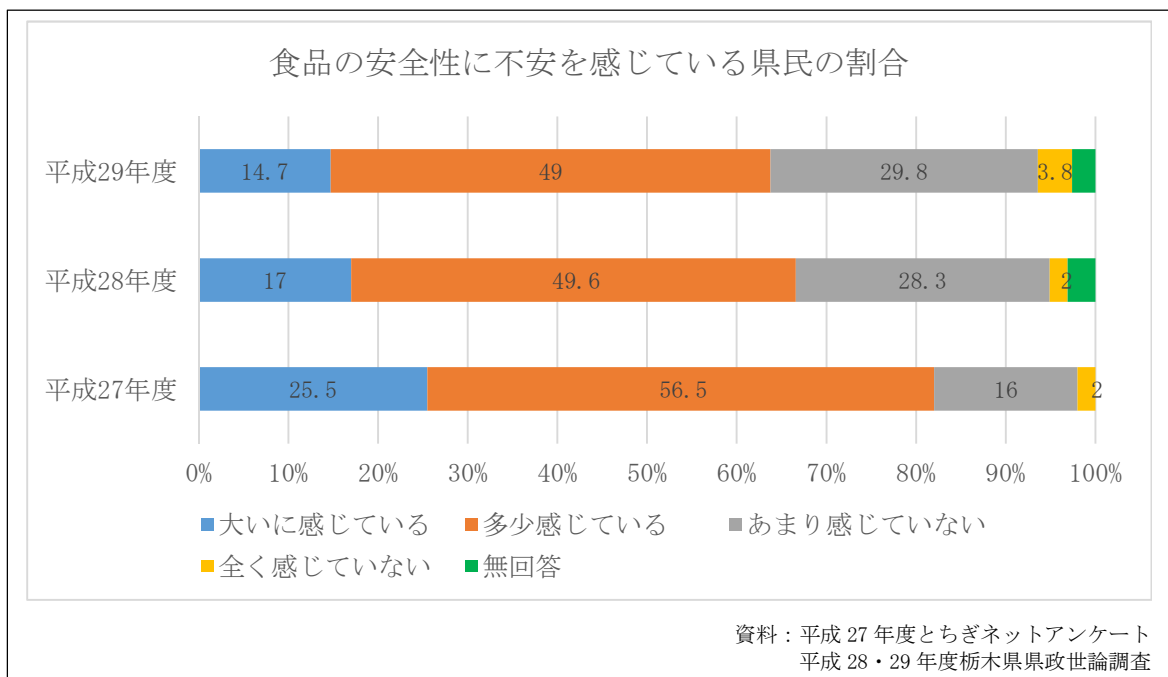
市内には、市で把握している農産物直売所やとちぎの地産地消推進店以外にも、農業者自らが営む小規模な農産物直売所、農業者と連携し市産農産物を販売している小売店や市産農産物のおいしさを売りにする飲食店などがあり、市産農産物を取り扱う店舗が広がりを見せています。

第2章

(10) 食品の安全性に対する意識

食品の安全性に対する不安について、「大いに感じている」、「多少感じている」と回答した県民の割合が6割を超えていることから、依然多くの県民が食品の安全性に何らかの不安を感じていると考えられます。

また、不安に思う項目は、「食品添加物」が最も高く、次いで「輸入食品」、「残留農薬」の順になっています。



4 食育・地産地消の課題

- (1) 健康で長生きするため、朝食の欠食、塩分の過剰摂取や野菜不足など複数の要因による肥満、やせ、低栄養等の改善及び生活習慣病の予防を進め、ライフステージに応じた栄養バランスのとれた食生活を推進する必要があります。

ライフステージ

乳幼児期 (0～5歳)	○体の生理機能が自立し、生活習慣の基礎が確立される時期 ○味覚や生活習慣の基礎づくり
少年期 (6～18歳)	○家庭、学校を中心とした生活で、生活習慣が定着する時期 ○心身の健やかな生活のための正しい生活習慣の形成
青年期 (19～29歳)	○就職、結婚や子育てなど、自立した食生活を育む時期 ○生涯の健康を見つめた健全な生活習慣の形成
壮年期 (30～44歳)	○生活習慣を改善し発症を予防する時期 ○健康的な生活習慣の維持
壮年後期 (45～64歳)	○高齢期に向け、自分の生活習慣を見直し、健康管理に努める時期 ○自分の健康状況や活動状況に合った食生活の確立
高齢期 (65歳以上)	○身体機能の低下の個人差が顕著になる時期 ○自分の健康状態に合った食生活の実践

(資料：第3期栃木県食育推進計画「とちぎ食育元気プラン2020」)

- (2) 食に感謝する心や健全な食習慣を確立するため、子どもの頃からの食に関する体験や共食の機会の提供など様々な場面で食に親しむ機会を作る必要があります。

特に、正しい食習慣を形成するに当たっては、保護者や教育関係者による積極的な働きかけが重要になります。

- (3) 地域の伝統的な食文化の継承や農業に対する理解を深めるためには、地域内の安全で鮮度の高い農産物を地域で消費する機会を通して、郷土愛の醸成を図ることが重要であることから、地産地消を推進する必要があります。

- (4) 食品の安全性や栄養に関する情報について、消費者が十分に理解し、自らが食品を選択する力を身に付けることが重要です。そのため、関係機関と連携し、食品関連事業者や消費者に対して、継続して食に関する正しい知識を普及、啓発していく必要があります。

- (5) 食育・地産地消の推進に当たっては、市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等と行政機関が連携、協力を図りつつ、市民一人一人が食育・地産地消の意義や必要性を理解した上で、市全体で取組を進めることが重要になります。

第3章 計画の基本方針

1 食育・地産地消の基本理念

美しい自然に囲まれた本市は、先人の不屈の開拓精神と弛まぬ努力により、豊かな大地を手に入れました。

私たちは、今、その恵みを享受し生活していますが、時代の流れとともにこの大切さを忘れ、当たり前のもので受け止めています。

私たちが健康で心豊かに暮らし続けていくためには、命の源である食の大切さを再認識するとともに、持続可能な農業を展開し、食を育む美しい自然と豊かな大地を守り、次代に引き継いでいかなければなりません。

食育・地産地消とは、地域に根差した食を通して、私たちを取り巻く様々な事象に目を向け人間形成を図ることであり、この取組が、活力ある社会の実現につながるものと確信しています。

これらのことを踏まえ、本市の食育・地産地消の基本理念を次のとおり設定します。

【基本理念】

市民が食を通して健康と豊かな人間性を育むとともに、持続可能な農業を展開し、美しい自然と豊かな大地を次代に引き継ぎ、将来にわたって活力ある社会の実現を目指します

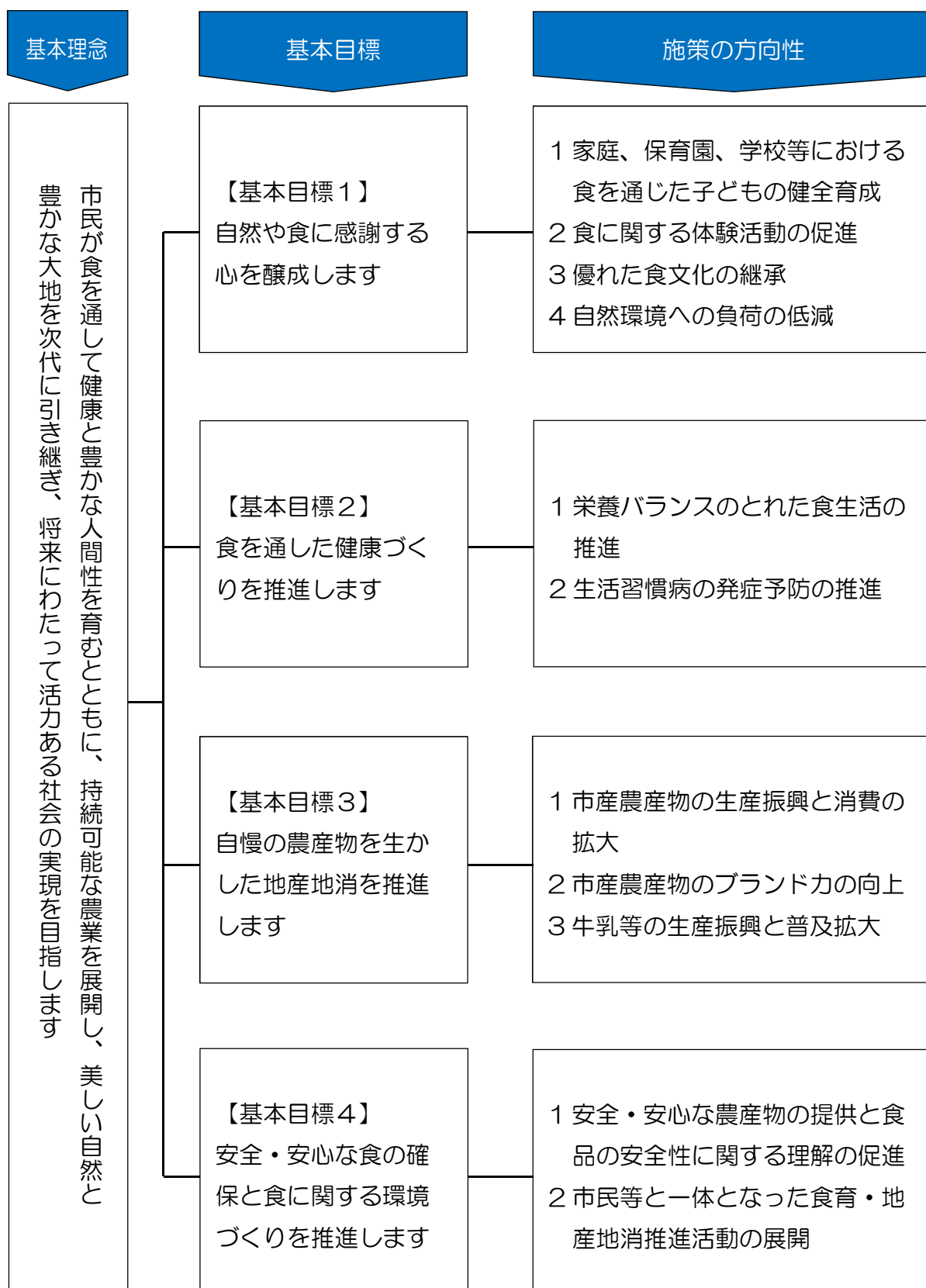
2 食育・地産地消の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つを基本目標に設定します。

基本目標 1	自然や食に感謝する心を醸成します
基本目標 2	食を通じた健康づくりを推進します
基本目標 3	自慢の農産物を生かした地産地消を推進します
基本目標 4	安全・安心な食の確保と食に関する環境づくりを推進します

3 施策の方向性と計画の体系

4つの基本目標に沿って施策の方向性を定め、食育・地産地消の取組を展開します。



第4章 施策の展開

基本目標1

自然や食に感謝する心を醸成します

1 家庭、保育園、学校等における食を通じた子どもの健全育成

【目指す方向】

- 家庭、保育園、学校等において、家族や友達と共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」を推進し、子どもたちが、食べる楽しみを実感しながら、食に関する興味・関心の向上や食事マナーを習得できるよう取組を進めます。
- 子どもたちが、食に関する正しい知識や食に感謝する心を身に付けられるよう、保育園、学校等において、栄養バランスのとれた給食を生きた教材として活用しながら、教育活動全体を通して食育の推進を図ります。

【現状と課題】

- 世帯構造の変化やライフスタイルの多様化により単身世帯やひとり親世帯、共働き世帯などが増える中、家族と食卓を囲む機会が減り、家庭の中で受け継がれてきた食に関する正しい知識、食を選択する力、食事マナーの習得が困難になってきています。
- 近年の子どもたちの生活は、塾通いやゲーム・テレビ・スマートフォンの長時間利用などで生活リズムが乱れやすく、朝食の欠食や間食などの要因になっていると推察されます。
- 本市の「朝食の摂取状況」を見ると、週に3日以上朝食を欠食する小学5年生は3.3%、中学2年生は6.4%、高校2年生は5.3%であり、中学生の欠食率がやや高い傾向にあります。

【具体的な取組】

○家庭における食育の推進（子育て世代）

家庭における食育の取組により子どもが健やかに成長できるよう、乳幼児健診（4か月、10か月、1歳6か月、2歳及び3歳）、育児相談及び母親学級の際に、保護者を対象に管理栄養士、保健師や食生活改善推進員によるバランスのとれた食事や生活リズムについての指導を行います。特に、増え続ける小児肥満の予防を図るため、3歳児健診や育児相談の際に、対象児の食生活を見直すきっかけづくりとして、その保護者を対象に管理栄養士等による個別相談を行います。

○共食の推進

家族や友達と楽しく食事をする共食について、普及啓発を図ります。

○保育園における食育の推進

栄養バランスのとれた給食の提供はもとより、食に関する興味・関心のきっかけづくりとして、各園で工夫を凝らしながら様々な食育活動を行います。

- ・農園での野菜づくり、果物狩り体験
- ・年中行事に合わせた給食の提供
- ・給食で使用する食材や調理の見学
- ・和食の「だし」を知る学習

○小、中、義務教育学校における食育の推進

食の大切さや食事マナーなどを学ぶ機会として、学校農園での農作業体験に加え、各学校で工夫を凝らしながら様々な食育活動を行います。

- ・児童と保護者が一緒に給食を食べる「親子給食」
- ・栄養教諭等による食育、栄養指導
- ・学校農園で自らが栽培した農作物の収穫体験、調理体験
- ・生産者による学校給食訪問
- ・学校給食共同調理場や地元農家への社会科見学

○学校給食共同調理場等による食育の推進

栄養バランスのとれた学校給食の提供はもとより、学校給食での郷土料理、行事食の提供、社会科見学の受入、学校との連携による食育授業などに取り組みます。

○学校農園の開設支援

小、中、義務教育学校の児童生徒が、農作業の体験を通して農業に対する理解や食への感謝の心を育むことができるよう、学校農園の開設を支援します。

【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
毎日朝食を食べる児童生徒の割合（小学5年生・中学2年生）	平成27年度	小学生 86.3% 中学生 76.5%	生活習慣アンケート調査等結果報告書	小学生 100% 中学生 100%
肥満傾向（カウプ指数※18以上）にある幼児の割合（3歳児）	平成27年度	4.2%	3歳児健診結果	4.0%以下

※カウプ指数…乳幼児の肥満度を表す指標。体重（kg）÷（身長（m）×身長（m））で計算される。

2 食に関する体験活動の促進

【目指す方向】

○食の大切さに関する理解を深めるため、食料の生産から消費に至るまでの農業体験など様々な体験活動を促進します。

【現状と課題】

○時代の変化とともに、農産物が自然の恵みであることや毎日の食生活が多くの人々の活動によって支えられていることが実感しにくくなり、食の大切さに対する意識が薄れつつあります。

○一方で市民農園の利用率は、毎年90%を超えており、農に親しむことへの市民の関心の高さがうかがえます。

○市内の保育園や小、中、義務教育学校では、様々な工夫を凝らしながら、子どもたちに農に親しむ機会を提供しています。

【具体的な取組】

○市民農園（ふれあい農園）の設置

市内の未利用農地を有効活用し、市民農園を設置することで、市民が農に親しむ機会を創出するとともに、農作業の相談等を通して農地所有者等と市民農園利用者との交流を図ります。

○（再掲）学校農園の開設支援

小、中、義務教育学校の児童生徒が、農作業の体験を通して農業に対する理解や食への感謝の心を育むことができるよう、学校農園の開設を支援します。

○（再掲）保育園における食育の推進

栄養バランスのとれた給食の提供はもとより、食に関する興味・関心のきっかけづくりとして、各園で工夫を凝らしながら様々な食育活動を行います。

- ・ 農園での野菜づくり、果物狩り体験
- ・ 年中行事に合わせた給食の提供
- ・ 給食で使用する食材や調理の見学
- ・ 和食の「だし」を知る学習

○農業体験交流イベントの実施

農村地域が持つ魅力を再認識してもらうきっかけとして、田園ウォーキングや親子参加型の農作物収穫体験などのイベントを実施します。

【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
市民農園（ふれあい農園）の開設数	平成 30 年度	14 箇所	那須塩原市 農業公社経 営状況報告 書	16 箇所
学校農園開設支援事業を活用する小、中、義務教育学校数	平成 30 年度	20 校	学校農園開 設支援事業 実績	全校

3 優れた食文化の継承

【目指す方向】

- 日本古来の食文化や地域の気候風土と結び付いた郷土料理の良さを再認識してもらい、家庭において日々の食生活に取り入れ、親から子、子から孫へ引き継がれるよう取組を進めます。

【現状と課題】

- 世帯構造の変化やライフスタイルの多様化により、単身世帯やひとり親世帯、共働き世帯などが増える中、家庭内での日本古来の食文化や郷土料理の継承が困難になってきています。
- 伝統的な食文化である「和食」が、ユネスコの無形文化遺産に登録されたことを踏まえ、食育活動を通じて、和食、郷土料理、食事の作法など食文化に関する市民の理解を深める必要があります。
- 伝統的な食文化と併せて、本市の誇りであり、日本遺産に認定された那須野が原の開拓の歴史についても市民の理解を深める必要があります。

【具体的な取組】

- 給食での郷土料理や行事食の提供
食に関わる文化や歴史に関する学びの一環として、給食で郷土料理や行事食を提供します。
- 農村生活研究グループ協議会の活動支援
食育・地産地消の牽引役として小学校や公民館での食育関連講座の講師としても活躍している、市内女性農業者で構成する農村生活研究グループ協議会の活動を支援します。
- 食育関連講座の開催
各公民館において、そば打ち教室、味噌づくり教室、親子料理教室など食育関連の講座を開催します。
- （再掲）共食の推進
家族や友達と楽しく食事をする共食について、普及啓発を図ります。

【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
農村生活研究グループ協 議会の年間活動数	平成 30 年度	17 事業	那須塩原市 農業公社経 営状況報告 書	20 事業

4 自然環境への負荷の低減

【目指す方向】

- 農畜産物の生産の礎になる農地や里地里山の保全活動を支援するとともに、自然環境への負荷の低減を図るため循環型社会の構築を目指します。
- 市民一人一人が、残さず食べる習慣を身に付けること、作り過ぎや必要以上に購入しないなど、食べ物を無駄にしない意識を高め、「もったいない」気持ちを育む取組を推進します。

【現状と課題】

- 都市化の進展や各種開発による緑地の減少、手入れ不足による里山の荒廃などにより、本市の農地面積、森林面積は減少傾向にあります。
- 日常生活において、食料が豊富に存在する中で、食への感謝の気持ちが薄れつつあり、食べ残しや食品の廃棄が発生していることから、食品を無駄にしない取組が求められています。

【具体的な取組】

- 環境保全型農業の推進
化学肥料・化学合成農薬の低減など自然環境の保全に資する農業に取り組む農業者の営農活動を支援します。
- 資源循環型農業の推進
耕種農家と畜産農家のマッチングを図り、耕畜連携による資源循環型農業の推進を図ります。
- 環境企画展や自然観察会の開催
環境企画展や自然観察会を通して自然の大切さ・尊さを再認識してもらい、市民の環境保全意識の高揚を図ります。
- 食品ロスの削減
まだ食べられる食品をごみとして出してしまう、いわゆる「食品ロス」について、市民等に市の現状や対策などを周知し、発生抑制に向けた取組を継続します。
 - ・学校との連携による食品ロス削減パンフレットの児童・生徒への配布
 - ・一般廃棄物の多量排出事業者に対する可燃ごみの食糧品残渣調査と食品ロスの削減に向けた助言や具体例の紹介
 - ・那須野巻狩まつりなどの出店事業者に対する食品ロス削減の普及啓発

○家庭ごみの堆肥化の推進

家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭における生ごみ処理器の導入を支援し、生ごみの堆肥化を推進します。

【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
環境保全型農業直接支払交付金事業における取組面積	平成 30 年度	1,152.6h a	環境保全型 農業直接支 払交付金事 業実績	1,250.0h a

1 栄養バランスのとれた食生活の推進

【目指す方向】

- 市民が栄養バランスを示す指標に関心を持ち、理解を深め、ライフステージに応じた健康的な食生活を実践できるよう取組を推進します。
- 家族と一緒に食事をとりながら望ましい食習慣が身に付けられるよう、家庭における食育の重要性を普及啓発し、食による健康の土台づくりを進めます。

【現状と課題】

- ライフスタイルの変化や食の外部化等により、栄養の偏りや朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れに起因する肥満、生活習慣病、過度のやせなど、食に関わる様々な健康問題が引き起こされています。
- 本市の「主食、主菜、副菜の3つをそろえた食事の状況」や「野菜を摂取しようとする意識」を見ると、全国に比べてその取組状況が低い傾向にあるため食生活の改善が求められます。
- 栄養バランスのとれた食生活の実践は、毎日のことであり、継続することで効果が発現されることから、ライフステージに応じた無理のない取組が必要になります。

【具体的な取組】

- 健康的な食事の普及啓発
主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランスのとれた食事やその実践を通して不足しがちな野菜摂取量の増加を目指し、野菜を1日あと70g（国の目標値「毎日350g以上」と国民平均280gとの差）増やす方法の普及啓発を図ります。
- 食生活改善推進員の養成と活動支援
地域の中心となって健康的な食生活普及活動を行う食生活改善推進員を養成するとともにその活動を支援します。
- （再掲）家庭における食育の推進（子育て世代）
家庭における食育の取組により子どもが健やかに成長できるよう、乳幼児健診（4か月、10か月、1歳6か月、2歳及び3歳）、育児相談及び母親学級の際に、保護者を対象に管理栄養士、保健師や食生活改善推進員によるバランスのとれた食事や生活リズムについての指導を行います。特に、増え続ける小児肥満の予防を図るため、3歳児健診や育児相談の際に、対象児の食生活を見直すきっかけづくりとして、その保護者を対象に管理栄養士等による個別相談を行います。

○家庭における食育の推進（全世代）

幅広い世代を対象にした健康相談会や食生活相談等を行い、ライフステージに応じた家庭での健康づくりを支援します。また、自身の食習慣を見直すきっかけづくりとして、働き盛りである30・35歳節目健診受診者を対象にした食習慣調査を実施するとともに、高齢者に対しては、住民主体の「通いの場」や生きがいサロンで、栄養や食生活に関する知識の普及を図ります。

○（再掲）共食の推進

家族や友達と楽しく食事をする共食について、普及啓発を図ります。

【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合	平成 27 年度	31.1%	生活習慣アンケート調査等結果報告書	40%以上
毎日野菜をたっぷり（1日小鉢5皿、350g程度）食べる人の割合	平成 27 年度	27.4%	生活習慣アンケート調査等結果報告書	32%以上

2 生活習慣病の発症予防の推進

【目指す方向】

- 市民の健康寿命の延伸を実現するため、がん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患など生活習慣病の発症予防に重点を置いた対策を推進するとともに、重症化の予防に取り組みます。
- 食生活による生活習慣病の予防について、普及啓発や指導を行い、市民の意識の向上を図ります。

【現状と課題】

- ライフスタイルの変化や食の外部化等により、栄養の偏りや朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れに起因する肥満、生活習慣病、過度のやせなど、食に関わる様々な健康問題が引き起こされています。
- 本市の「健康寿命の状況」を見ると、男女ともに県の健康寿命を僅かですが上回っています。
- 本市の「減塩の取組状況」を見ると、若い世代での取組が低い状況にあるため、更なる取組が求められます。
- 本市の「メタボリックシンドロームの状況」を見ると、全国に比べてメタボリックシンドローム予備群が多くなっています。
- 本市の「BMIによる肥満度の状況」を見ると、全国に比べて僅かですが「やせ」の割合が高い傾向にあります。

【具体的な取組】

- 生活習慣病予防の普及啓発
様々な機会を通して、減塩等の食を通じた生活習慣病予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- 各種検診の受診率の向上
各種検診の受診率向上のため、未受診者への受診勧奨等を行い、生活習慣病の発症予防や早期発見につなげます。

○（再掲）家庭における食育の推進（子育て世代）

家庭における食育の取組により子どもが健やかに成長できるよう、乳幼児健診（4か月、10か月、1歳6か月、2歳及び3歳）、育児相談及び母親学級の際に、保護者を対象に管理栄養士、保健師や食生活改善推進員によるバランスのとれた食事や生活リズムについての指導を行います。特に、増え続ける小児肥満の予防を図るため、3歳児健診や育児相談の際に、対象児の食生活を見直すきっかけづくりとして、その保護者を対象に管理栄養士等による個別相談を行います。

○（再掲）家庭における食育の推進（全世代）

幅広い世代を対象にした健康相談会や食生活相談等を行い、ライフステージに応じた家庭での健康づくりを支援します。また、自身の食習慣を見直すきっかけづくりとして、働き盛りである30・35歳節目健診受診者を対象にした食習慣調査を実施するとともに、高齢者に対しては、住民主体の「通いの場」や生きがいサロンで、栄養や食生活に関する知識の普及を図ります。

【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
市民の健康寿命	平成 28 年	男性 79.26 歳 女性 84.03 歳	栃木県算定 値	健康寿命の延伸
減塩に積極的に取り組んでいる人の割合	平成 27 年度	19.6%	生活習慣ア ンケート調 査等結果報 告書	25%以上

1 市産農産物の生産振興と消費の拡大

【目指す方向】

- 市産農産物の生産振興を図るため、担い手の確保や農業経営基盤の強化を支援し、本市の基幹産業の一つである農業を維持・発展させ、次代につなげていきます。
- 消費者が市産農産物を手軽に購入できるよう、取扱小売店の増加や農産物直売所の整備を推進するとともに、学校給食における市産農産物の利用の拡大を図ります。

【現状と課題】

- 本市の農業産出額は順調に増加していますが、一方でそれを支える販売農家数及び経営耕地面積は、いずれも減少傾向にあります。
- 本市の基幹産業の一つである農業を維持・発展させるためには、「稼げる農業」を実現するとともに、新たな担い手として農業者を育成・確保する必要があり、そのためにも市内における販路を確保することが重要になっています。
- 本市の「学校給食における地場産食材の使用状況」を見ると、市産農産物の使用割合は増加傾向にあります。

【具体的な取組】

- 担い手の育成・確保
農業経営改善計画の実現に向けた指導・助言や農地の集積化による農業経営基盤の強化を進め、担い手の育成・確保を図ります。
- 新規就農者の育成・確保
青年等就農計画の実現に向けた助言・指導や農業次世代人材投資資金制度の活用による経済的支援を通して、新規就農者の育成・確保を図ります。
- 農産物の生産振興
国、県等の各種事業の活用に加え、新規就農者や担い手を対象に農業用機械や施設の導入を本市独自に支援し、農産物の生産振興を図ります。
- 農産物の消費拡大
那須野農業協同組合等との連携による学校給食への市産農産物の利用拡大、農産物直売所の利用促進などにより、市産農産物の消費拡大を推進します。

○【新規】農産物直売所の再整備

農業者の販路の一つとして機能している、市が所有する2つの農産物直売所（青木ふるさと物産センター及びアグリパル塩原）を食育、地産地消、6次産業化の拠点施設として再整備します。

【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
認定農業者数	平成 30 年度	629人	那須塩原市 農業公社経 営状況報告 書	700人
年間の農業産出額	平成 29 年	367億円	市町村別農 業産出額	388億円
学校給食における市産農 産物の使用割合	平成 30 年度	20.7%	栃木県の学 校給食関係 諸調査	25.0%
農産物直売所の販売額	平成 30 年度	11.6億円	農産物直売 所設置状況 調査	13.6億円

2 市産農産物のブランド力の向上

【目指す方向】

- 市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めることでブランド力を強化し、消費拡大につなげます。

【現状と課題】

- 本市は、全国有数の農業生産地となっており、新鮮な農産物やそれらを生かした加工食品が多数あります。
- 市産農産物の消費拡大を図るためには、これらの強みを生かしてブランド力を強化するとともに、消費者の認知度を高めることが必要であり、そのためには、農観商工に携わる企業や関係団体との産業間の連携がより重要になっています。

【具体的な取組】

- 地域ブランドの普及・拡大
那須塩原ブランド認定品やJAなすのブランド品であるBB9（ビューティフルブランドナイン）などを中心に、関係機関と連携を図りながら普及・拡大を図ります。
- 【新規】地域ブランドの効果的なPR
効果的・効率的に地域ブランドの認知度向上を図るため、市内外に向けて発信する戦略的なPR手法を検討します。
- 【新規】ONSEN ガストロノミーツーリズムの展開
その土地ならではの食、自然、文化を楽しむ旅として人気を博すガストロノミーツーリズムに本市自慢の温泉を加え、農観商工の連携によるONSEN ガストロノミーツーリズムの実施により、市産農産物の魅力の発信と消費拡大につなげます。
- （再掲）【新規】農産物直売所の再整備
農業者の販路の一つとして機能している、市が所有する2つの農産物直売所（青木ふるさと物産センター及びアグリパル塩原）を食育、地産地消、6次産業化の拠点施設として再整備します。

【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
那須塩原ブランド 認定品数	平成 30 年度	23 品目	那須塩原ブ ランド認定 実績	30 品目
（再掲） 農産物直売所の販売額	平成 30 年度	11.6 億円	農産物直売 所設置状況 調査	13.6 億円

3 牛乳等の生産振興と普及拡大

【目指す方向】

○生乳生産本州一のまちと牛乳や乳製品を組み合わせた消費拡大や普及啓発を図りながら、魅力ある酪農のまちづくりを推進します。

【現状と課題】

- 本市の乳用牛（生乳等）の産出額は、179.4 億円で全国第4位を誇っていますが、一方でそれを支える酪農家数は減少傾向にあります。
- 本市の「乳製品の摂取状況」を見ると、年代別の比較において若い世代の摂取状況が低い傾向にあります。
- 今後は、ミルクタウン戦略に基づき各種施策を着実に展開していくことが求められます。

【具体的な取組】

○牛乳や乳製品の生産振興

国、県等の各種事業の活用による農業用機械や施設の導入、6次産業化に対する支援に加え、優良雌牛の導入や家畜自衛防疫（予防接種）の助成など本市独自に支援を行い、牛乳や乳製品の生産振興を図ります。

○牛乳や乳製品の普及拡大

「生乳生産本州一のまち」のイメージアップと併せて牛乳や乳製品の普及拡大を図るため、各種事業を展開します。

- ・市公認ブランドキャラクター「みるひい」の活用による情報発信
- ・畜産フェア、牛乳の日（9月2日）などのイベントの開催
- ・地域イベントへの乾杯用牛乳提供
- ・各種イベントにおいて牛乳や乳製品を試飲できるミルクスタンドの設置
- ・牛乳や乳製品を使用した料理（ケーキやチーズフォンデュなど）の普及促進

○オリジナル乳製品の研究開発

栃木県立那須拓陽高等学校等と共同するなどし、地域資源を生かしたオリジナル乳製品の研究開発を行います。

【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
年間の生乳生産量	平成 30 年度	157,152 t	生乳生産量 調査	160,000 t
（再掲） 年間の農業産出額	平成 29 年	367 億円	市町村別農 業産出額	388 億円

1 安全・安心な農産物の提供と食品の安全性に関する理解の促進

【目指す方向】

- 安全・安心な農産物を消費者に提供できるよう、農薬の適正使用の普及・啓発と農業者のGAP（農業生産工程管理）※の取組や有機農業の取組を推進します。
- 生産者や食品関連事業者が行う食品の安全性や信頼性確保に向けた取組である食品安全情報や産地情報等が、消費者に正しく伝わる取組を促進します。
- 消費者が食品の安全性等に関する基礎的な知識（科学的知見に基づく情報、食中毒予防方法、食品表示の知識等）を習得できるよう努めます。

※GAP（農業生産工程管理）…農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

【現状と課題】

- 食中毒や異物混入事件など、食品の信頼性を失わせる事件が繰り返し発生し、食の安全性に対する関心が高まっており、県民の「食品の安全性に対する意識」を見ると、約6割の人が食品の安全性に不安を感じています。
- 本市では、現在も農業者のGAPや有機農業の取組を推進し、安全・安心な農産物の生産に努めていますが、消費者のニーズに応えるためには、より一層の取組の拡大が必要になります。
- 外食、調理済み食品などの利用の増大により、消費者には食を自ら判断し、食を選択する能力を身に付けてもらうよう、食品の基礎的な知識を普及推進する必要があります。
- 生産者や食品関連事業者においては、法令遵守の下、HACCP（ハサップ）※やトレーサビリティ※に取り組むとともに、それらの情報を積極的に消費者に提供することが求められます。

※HACCP（ハサップ）…異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至るまでの全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために工程を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理手法のこと。

※トレーサビリティ…食品の生産、加工、流通などの各段階で、原材料の出所や製造元、販売先などの記録を記帳・保管し、食品とその情報を追跡できるようにすること。

【具体的な取組】

OGAP（農業生産工程管理）の推進

農業者自らが行う食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための農業生産工程管理の取組を推進します。

○（再掲）環境保全型農業の推進

化学肥料・化学合成農薬の低減など自然環境の保全に資する農業に取り組む農業者の営農活動を支援します。

○農薬の適正使用の普及・啓発

登録農薬の使用の徹底と適正な使用方法について、普及・啓発を図ります。

○食の安全に資する放射能対策の推進

安全・安心の農産物の確保と放射能に対する市民の不安の払拭を図るため、各種事業を展開します。

- ・栃木県農産物モニタリング検査結果の適切な情報発信
- ・農産物の放射性物質吸収抑制対策の支援
- ・食品の放射性物質簡易検査の実施
- ・学校給食丸ごと放射性物質検査の実施

○生産者や食品関連事業者への適切な情報提供

生産者や食品関連事業者による食品関連情報の発信に対する支援、とちぎ食の安全・安心パートナーの登録促進、HACCP（ハサップ）やトレーサビリティ制度の普及促進などの栃木県の取組について、生産者や食品関連事業者への適切な情報提供に努めます。

○消費者への適切な情報提供

食中毒予防や食品表示の知識など、食の安全に関する栃木県の取組について、消費者への適切な情報提供に努めます。

【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
（再掲） 環境保全型農業直接支払 交付金事業における取組 面積	平成 30 年度	1,152.6h a	環境保全型 農業直接支 払交付金事 業実績	1,250.0h a

2 市民等と一体となった食育・地産地消推進活動の展開

【目指す方向】

○市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等と行政機関がそれぞれの役割を生かしつつ、一体となって食育・地産地消の推進が図れる体制の構築を目指します。

【現状と課題】

○本市においては、食育・地産地消の認知度が十分とは言えない状況にあります。
○本市の食育・地産地消を推進していくためには、本計画に対する市民等の理解や認知度を深めた上で、それらを行動や実践に移してもらえるような仕組みが必要になります。

【具体的な取組】

- 【新規】（仮称）食育・地産地消推進会議の設置
本計画を着実に推進するため、学識経験者や健康・福祉・教育関係者、農林漁業者等で構成する「（仮称）食育・地産地消推進会議」を設置します。
- 食育・地産地消の意識の向上
「食育の日」、「とちぎ地産地消の日」等の機会をきっかけとして、市民の食育・地産地消に対する意識の向上を図ります。
 - ・全国食育月間 6月、全国食育の日 毎月19日
 - ・とちぎ食育推進月間 10月
 - ・とちぎ地産地消の日 毎月18日
- （再掲）農村生活研究グループ協議会の活動支援
食育・地産地消の牽引役として小学校や公民館での食育関連講座の講師としても活躍している、市内女性農業者で構成する農村生活研究グループ協議会の活動を支援します。
- （再掲）食生活改善推進員の養成と活動支援
地域の中心となって健康的な食生活普及活動を行う食生活改善推進員を養成するとともにその活動を支援します。

【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
（再掲） 農村生活研究グループ協 議会の年間活動数	平成 30 年度	17 事業	那須塩原市 農業公社経 営状況報告 書	20 事業

第5章 計画の推進に当たって

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等と行政機関がそれぞれの役割を生かしつつ、一体となって食育・地産地消の推進に取り組みます。

2 計画推進における役割

○市民の役割

市民は、「食」が自分の健康や生活に深く関わっていることを自覚し、家庭、保育園、学校、地域など社会のあらゆる分野において、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、自然の恵みや食に関わる人々への感謝の心を持ちつつ、食育・地産地消の推進に寄与するよう努めるものとします。特に家庭においては、子どもたちが食べる楽しさ、食に感謝する心、食事マナーなどを身に付ける上で基本の場であることから、家族団らんで食卓を囲むなど大人と子どもが共に食に関わることを日常生活の中で実践するよう努めるものとします。

○健康・福祉・教育関係者の役割

教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する職務に従事する者や、それらの関係機関及び関係団体は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割を担うことから、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育・地産地消を推進するよう努めるとともに、行政等が取り組む食育・地産地消の推進に関する施策や活動に協力するよう努めるものとします。

○農林漁業者等の役割

農林漁業者及び農林漁業に関する団体は、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、市民の理解が深まるよう努めるとともに、行政及び健康・福祉・教育関係者と相互に連携して食育・地産地消の推進に関する活動を行うよう努めるものとします。

○食品関連事業者の役割

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体は、その事業活動を通して自主的かつ積極的に食育・地産地消の推進に自ら努めるとともに、行政等が取り組む食育・地産地消の推進に関する施策や活動に協力するよう努めるものとします。

○市の役割

市は、関係機関・団体と連携しながら、食育・地産地消に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民等が行う食育・地産地消推進のための取組を支援し、基本理念の実現を目指します。

3 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、学識経験者や健康・福祉・教育関係者、農林漁業者等で構成する「（仮称）食育・地産地消推進会議」を設置するとともに、庁内関係部署で構成する「食育・地産地消推進庁内検討会議」において、施策の連携や調整などを行いながら、事業を実施していきます。

また、毎年度、食育・地産地消推進庁内検討会議において、進捗状況の把握・評価を実施するとともに、（仮称）食育・地産地消推進会議に進捗状況を報告し、その意見を参考に必要に応じて本計画の見直しを行います。

資料

1 那須塩原市食育・地産地消推進計画策定委員会

(敬称略、50音順)

No.	氏名	所属等	備考
1	相澤 圭子 (R1.7から)	那須塩原市小中学校長会	
	飯田 裕之 (R1.6まで)		
2	磯 行雄	那須塩原市幼稚園連絡協議会	
3	飯村 留美子	那須塩原市教育振興会栄養教諭部会	
4	大金 映子	県北健康福祉センター地域保健部	
5	小出 浩美	那須塩原市産業観光部	
6	佐藤 隆文	那須教育事務所	
7	柴田 慎一	那須塩原市PTA連絡協議会	
8	高久 善彦 (R1.7から)	那須塩原市民間保育園園長会	
	岡本 悦子 (R1.6まで)		
9	谷山 和雄	那須農業振興事務所企画振興部	
10	西山 未真	宇都宮大学農学部	委員長
11	平山 博	那須塩原市商工会	副委員長
12	福田 秀俊 (H31.3から)	那須野農業協同組合	
	関 敏弘 (H31.2まで)		
13	益子 祥紀	栃木県立那須拓陽高等学校	
14	村上 和子	那須塩原市食生活改善推進員協議会	
15	室井 孝美	那須塩原市農村生活研究グループ協議会	
16	目黒 ケイ子	那須塩原市消費生活推進連絡会	
17	四ッ谷 光士 (R1.7から)	那須地区幼稚園PTA連合会	
	豊田 潤 (R1.6まで)		

2 策定経過

年月日	内 容
平成 30 年 12 月 25 日	第 1 回庁内検討会議
平成 31 年 1 月 8 日	第 1 回策定委員会
平成 31 年 3 月 29 日	第 2 回策定委員会
令和 元年 7 月 18 日	第 2 回庁内検討会議
令和 元年 7 月 29 日	第 3 回策定委員会
令和 元年 8 月 20 日	第 3 回庁内検討会議
令和 元年 8 月 27 日	第 4 回策定委員会
令和 元年 9 月 3 日から 10 月 3 日まで	パブリックコメント
令和 元年 10 月 21 日	庁議
令和 元年 12 月	議会

那須塩原市食育・地産地消推進計画

発行年：令和元年 12 月

発 行：那須塩原市産業観光部農務畜産課

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108-2

TEL 0287-62-7147 FAX 0287-62-7223

URL <http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>
